

I C T活用工事における各実施要領の主な改定点

（令和4年4月1日）

- ① I C T活用工事（土工）について、発注者指定簡易型の追加
掘削又は盛土のいずれかの小計が1,000m³以上、且つ予定価格（消費税を含む）5千万円以上の工事で、設計図書に条件明示されたものについては、以下のとおりとする。
 - ・個々のI C T施工技術の内、「I C T建設機械による施工」又は「3次元出来形管理等の施工管理」のいずれかは実施する。

なお、発注者指定簡易型の場合は、特記仕様書にその旨記載し、工事名の末尾に「(I C T簡易)」と明示する。
- ② 新規工種の追加（実施要領の追加）
以下の工種について、請負者の希望によりI C T活用工事の実施を可能とする。
 - ・海上地盤改良工：床掘工・置換工（港湾）
- ③ 県成績評定システムの改修による改定
システムでの評価入力方法を変更する。ただし、加点方法の変更はない。